

令和7年度 第1回周南市地域自立支援協議会

日時 令和7年8月20日（水）10時～12時

場所 周南市役所 多目的室

1 議 事

(1) 会長・副会長選出

(2) 周南市障害者計画（第5期）の進捗状況について

(3) 第7期周南市障害福祉計画・第3期周南市障害児福祉計画の実績報告について

(4) 運営会議及び各部会の報告

○ 運営会議報告

○ 部会報告（相談支援会議、地域生活支援拠点機能充実プロジェクト、
就労部会、教育部会）

(5) 周南市地域自立支援協議会の部会に関する要領の一部改正について

(6) 周南市障害者差別解消支援地域協議会について

(7) 令和7年度 障害者の福祉を考える集いについて

(8) 地域課題等について

周南市障害者計画（第５期）の進捗状況について
（令和６年度実績）

○ 計画の位置付け

障害者基本法第 11 条 3 項に基づく市の障害者のための施策に関する基本的な計画

○ 計画期間

令和 6（2024）年度～令和 11（2029）年度

■ 障害者の現状

・ 障害者手帳所持者数（令和 7 年 4 月 1 日現在）

（単位：人）

総人口	障害者手帳所持者数※	対人口所持率	手帳別所持者数					
			身体	対人口所持率	療育	対人口所持率	精神	対人口所持率
133,912	7,198	5.4%	4,832	3.6%	1,295	1.0%	1,071	0.8%

※重複を除いた障害者手帳所持者の実人数は、6,992 人（所持率 5.2%）

■ 施策の体系と令和 6 年度における主な取組、目標指標等

1 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止

- ・ 出前講座や市広報、ホームページを利用した理解促進・啓発
- ・ 障害者虐待防止センターで通報等の受付及び対応

2 安全・安心な生活環境の整備

- ・ 視覚障害者用誘導ブロックの修繕
- ・ 地域生活支援拠点の体制構築に向けての取り組み

3 情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実

- ・ 聴覚障害者からの依頼により手話通訳者・要約筆記者を派遣
（手話通訳：370 件、要約筆記：5 件）
- ・ 手話言語条例の普及啓発
（市広報を活用した情報発信：「今月の手話」コーナーを毎号掲載）
（9 月 23 日「手話言語の国際デー」に併せ、徳山駅前にてブルーライトアップ点灯式を実施）

目標指標	基準値 令和 4（2022）年度	目標値 令和 11（2029）年度	令和 6 年度実績
文章等の音声コード化	1 6 課	2 0 課	1 8 課
設置手話通訳者による手話研修の参加者数	1 1 6 人	5 7 0 人	1 5 7 人

4 防災、防犯等の推進

- ・ 緊急通報システム NET119 の加入促進
- ・ 重度の視覚障害者及び聴覚障害者に対し災害避難時等着用ベストの配布

5 行政等における配慮の充実

- ・ 手話通訳者を設置し、聴覚障害者からの相談に対応
- ・ 点訳広報、音訳広報を発行

6 保健・医療の推進

- ・ 精神障害者ピアサポート事業の助成及び講演会や相談会の開催支援
- ・ 地域活動支援センターを設置し、精神障害者や家族の相談支援や日中の活動の場を提供

7 自立した生活の支援・意思決定支援の推進

- ・ 成年後見制度の適正な利用促進のため、必要経費の助成を実施
- ・ 支援を行う関係機関における顔の見える関係性を構築

目標指標	基準値 令和 4（2022）年度	目標値 令和 11（2029）年度	令和 6 年度実績
相談支援専門員・障害者施設職員を対象とした研修の参加者数	7 6 人	2 0 0 人	5 0 人

8 教育の推進

- ・ 周南視覚障害者図書館における点字図書と録音図書の作成・収集・貸出
- ・ 講演会等に手話通訳者や要約筆記者を派遣

9 雇用・就業、経済的自立の支援

- ・ 職場実習等支援給付金支給事業により、職場実習等を行う障害者に就労支援給付金を支給（給付実績：19件、実人員9人）
- ・ 通所就労施設利用者就労支援給付金支給事業により、就労継続支援事業所等に通所する者に就労支援給付金を支給（給付実績：4,902件）

目標指標	基準値 令和 4（2022）年度	目標値 令和 11（2029）年度	令和 6 年度実績
就業・生活支援センターの支援を受けて就職した障害者数	18人	26人	6人
障害者就労施設等からの物品・役務等の調達額	2,885万円	3,300万円	3,258万円

10 文化芸術活動・スポーツ等の振興

- ・「障害者の福祉を考える集い」「障害者週間アート作品展」で総合支援学校の生徒の作品を展示
- ・山口県芸術文化祭への出展支援

第7期周南市障害福祉計画・第3期周南市障害児福祉計画の進捗状況について

1 周南市障害福祉計画・周南市障害児福祉計画の位置付け

- ・障害福祉サービス、障害児通所支援等、相談支援、障害児相談支援、地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標・必要量を見込んだ計画
- ・計画期間 令和6(2024)年度～令和8(2026)年度

2 障害者・障害児の状況

(1) 障害者手帳所持者数（令和7年4月1日現在）

（単位：人）

総人口	障害者手帳所持者数※	対人口所持率	手帳別所持者数					
			身体	対人口所持率	療育	対人口所持率	精神	対人口所持率
133,912	7,198	5.4%	4,832	3.6%	1,295	1.0%	1,071	0.8%

※重複を除いた障害者手帳所持者の実人数は、6,992人（対人口所持率5.2%）

(2) 障害福祉サービス・障害児通所支援等支給決定者数（令和7年4月1日現在）

障害福祉サービス	1,072人
障害児通所支援等	377人

3 成果目標と進捗状況

(1) 福祉施設入所者の地域生活への移行（令和7年4月1日現在）

施設入所者数 （継続入所者除く）	基準：R4 末	目標：R8 末	令和6年度実績
	215人	210人	234人
施設入所者の 地域生活移行	【目標値】計画期間内に 5人 ※施設からグループホームや一般住宅に移行する人数		

(2) 福祉施設利用者の一般就労への移行

一般就労への 移行者数	基準：R4 末	目標：R8 末	令和6年度実績
	12人	15人	9人

就労定着支援 利用者数	基準:R4 末	目標:R8 末	令和6年度実績
	15人	21人	11人

(3) 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置

医療的ケア児支援コーディネーターの配置数	計画目標値(R6)	令和6年度実績
	2人	6人

4 障害福祉サービス等の見込量及び実績値（令和6年度実績）

(1) 障害福祉サービスの見込量及び実績値

① 訪問系サービス

区分	単位	R6 計画見込量	R6 実績
居宅介護	延利用時間	7,640	9,614
	利用者数(人/月)	60	64
重度訪問介護	延利用時間	19,800	16,964
	利用者数(人/月)	3	2
同行援護	延利用時間	1,970	1,428
	利用者数(人/月)	23	19

② 日中活動系サービス

区分	単位	R6 計画見込量	R6 実績
生活介護	延利用日数	82,800	82,691
	利用者数(人/月)	338	339
自立訓練（機能訓練・生活訓練） 宿泊型自立訓練	延利用日数	2,349	2,066
	利用者数(人/月)	18	11
就労移行支援	延利用日数	2,350	3,196
	利用者数(人/月)	12	16
就労継続支援 A 型	延利用日数	15,200	15,523
	利用者数(人/月)	69	69
就労継続支援 B 型	延利用日数	68,600	73,721
	利用者数(人/月)	313	346
就労定着支援	利用者数(人/月)	11	10
療養介護	利用者数(人/月)	36	37

短期入所（福祉型・医療型）	延利用日数	3,580	3,417
	利用者数(人/月)	24	30

③居住系サービス

区分	単位	R6 計画見込量	R6 実績
共同生活援助 (グループホーム)	利用者数(人/月)	99	103
施設入所支援	利用者数(人/月)	211	236
自立生活援助	利用者数(人/月)	0	0

④指定相談支援サービス

区分	単位	R6 計画見込量	R6 実績
計画相談支援	利用者数(人)	961	950
地域移行支援	利用者数(人)	1	1
地域定着支援	利用者数(人)	1	0

(2) 障害児通所支援等の見込量及び実績値

①障害児通所支援

区分	単位	R6 計画見込量	R6 実績
児童発達支援	延利用日数	7,230	7,553
	利用者数(人/月)	74	86
放課後等デイサービス	延利用日数	27,200	33,394
	利用者数(人/月)	209	248
保育所等訪問支援	延利用日数	77	109
	利用者数(人/月)	6	6
医療型児童発達支援	延利用日数	0	0
	利用者数(人/月)	0	0
居宅訪問型児童発達支援	延利用日数	0	0
	利用者数(人/月)	0	0

②障害児相談支援

区分	単位	R6 計画見込量	R6 実績
障害児相談支援	利用者数(人/月)	402	377

5 地域生活支援事業の見込量及び実績値（令和6年度実績）

(1) 相談支援事業

区分	単位	R6 計画見込量	R6 実績
障害者相談支援事業	実施箇所数	5	5

(2) 意思疎通支援事業

区分	単位	R6 計画見込量	R6 実績
手話通訳者・要約筆記者派遣事業	派遣回数	300	375
手話通訳者設置事業	設置者数	2	2

(3) 手話奉仕員養成研修事業

区分	単位	R6 計画見込量	R6 実績
手話奉仕員養成研修事業	受講者数	25	17

(4) 移動支援事業

区分	単位	R6 計画見込量	R6 実績
移動支援事業	延利用時間	1,050	545
	実利用者数	21	13

周南市自立支援協議会 運営会議について（報告）

１ 令和７年度報告（８月現在）

第１回運営会議	令和７年８月４日（月） 13:15～15:30
出席者	
相談支援会議（議長・副議長）、地域生活支援拠点機能充実プロジェクト（部会長）、就労部会（部会長・副部会長）、教育部会（部会長・副部会長）、基幹相談支援センター所長、事務局（障害者支援課職員）	
協議事項	
１ 各部会の活動報告、意見交換 ⇒ 今年度の活動方針及びこれまでの活動について報告 ２ 地域課題の把握と今後の取組について ① 相談支援専門員の負担増への対応 ② 障害者の住まいの確保 ⇒ これらの地域課題に対し、今後、現状と課題の整理を行い、課題解決に向けた取組について検討していくことで合意。	

令和7年度 周南市自立支援協議会 相談支援会議

【開催目的】

個別事例の事例検討を通じて、市全体の地域課題を抽出する

【目的達成のための目標】

- ・相談支援専門員が、支援における情報収集の質を高めることができる
- ・相談支援専門員が、個別事例の課題を整理することができる
- ・相談支援専門員が、課題解決のための具体的な支援内容をイメージすることができる
- ・相談支援専門員が、個別課題から地域課題を抽出することができる
- ・市障害者支援課が、相談支援専門員から気軽に相談を受けることができる
- ・市障害者支援課が、相談支援専門員のケアマネジメントスキルを把握することができる

【参加機関】

総合相談支援センターぱれっと、地域生活支援センターウイング、
相談支援センター拓未、相談支援センターかのがくえん、
相談支援センターつくし園、夢ワークあけぼの相談支援事業所、
きかん車、相談支援センターアイリス、相談支援センターしょうせい苑、
障害者就業・生活支援センターワークス周南、市障害者支援課

◎第1回会議

開催日時	令和7年4月15日（火）14：00～16:00														
参加者	相談支援事業所 10名 基幹相談支援センター 3名 事務局（障害者支援課職員） 5名														
内容	1. 令和7年度の取組について 事例検討を通じた地域課題の抽出、相談援助に関するスキルアップ、情報共有及び学び合いの場の提供等を目的として、年間6回開催する。 <table><tr><th>開催回数</th><th>月日</th></tr><tr><td>第1回</td><td>4月15日</td></tr><tr><td>第2回</td><td>6月17日</td></tr><tr><td>第3回</td><td>8月19日</td></tr><tr><td>第4回</td><td>10月21日</td></tr><tr><td>第5回</td><td>12月16日</td></tr><tr><td>第6回</td><td>2月17日</td></tr></table>	開催回数	月日	第1回	4月15日	第2回	6月17日	第3回	8月19日	第4回	10月21日	第5回	12月16日	第6回	2月17日
開催回数	月日														
第1回	4月15日														
第2回	6月17日														
第3回	8月19日														
第4回	10月21日														
第5回	12月16日														
第6回	2月17日														

	2. 市からの説明 制度・事業の説明、請求に関する事務の注意点について説明 3. サービス等利用計画の作成について 相談から支給決定までを円滑にすることについて意見交換
--	---

◎第2回会議

開催日時	令和7年6月17日（火）14：00～15：30
参加者	相談支援事業所 16名 基幹相談支援センター 2名 事務局（障害者支援課職員） 6名
内容	1. 市からの説明 成年後見制度について、虐待案件の取り扱いについて、障害児通所支援事業のサービスの流れ・意見書について、日帰りショートステイについて 2. 令和7年度の教育部会の動きについて（教育部会長より） 3. モニタリング（児・者）について

地域生活支援拠点機能充実プロジェクト活動報告

1 協議実施状況

実施回	実施日	協議事項等
第1回	令和6年 8月7日	・部会の成果目標等の確認 ・不足する拠点機能の洗い出し ・機能充実に向けた、手法や課題の抽出 ・スケジュールの確認 →令和8年度に、機能充実を実現した拠点を稼働。
第2回	令和6年 11月6日	・本市版拠点が担う機能の全体像の整理 ・3つの機能について、具体的な枠組み及び運用等の意見を整理
第3回	令和7年 2月4日	・3つの機能について、実施の枠組み（案）を協議 ・関係事業所に対する拠点登録を要請することを目的とした、説明会の開催等を決定
事業所 説明会	令和7年 3月19日	・関係事業所に拠点機能、実施内容、費用負担等について説明し、拠点登録を要請した。
第4回	令和7年 5月12日	・3つの機能について、実施の枠組み（案）を協議し、提供するサービス、費用負担等の実施体制（案）を決定した。 ・障害当事者（団体の長）に協議に出席いただき、障害者の観点からの意見をお聞きしながら協議を進めた。 →詳細、以下に詳述。 ・関係事業所に対する拠点登録を要請するはたらきかけを引き続き行っていくことを決定した。

2 機能充実に向けての整理事項

現行拠点の課題等について、下記に示す対応を図ることで、機能充実を図ることとした。

課題	求められる対応等
相談から利用までの一貫した支援体制	・相談窓口を明確化し、相談から利用までの支援を行うとともに、潜在的リスク世帯に対してアウトリーチすることによって、平常時から安心して地域生活を送ることが出来る体制づくり。

拠点登録事業所の拡充	・利用可能な事業所が充分ではないことから、拠点登録事業所を拡充し、利用者に幅広い選択肢を提供。 ・事業所の費用負担への補償 ・利用までの手続きの明確化 ・相談から利用までの各種調整を、コーディネートする仕組みの構築
拠点の周知	・拠点の持つ機能を市民だけでなく、関係機関にも周知し、困り事が生じた際（生じる前においても）は、相談窓口や拠点サービスを利用していただく。

3 機能充実実施体制（案）

（1）機能充実概要

- ・「相談」「緊急時受入」「体験の機会」の各機能を担う事業所の受入、申請手順等の明確化
- ・拠点サービス提供体制の明確化（拠点サービスを、市からの委託業務として位置付け）

（2）運用開始時期 令和8年10月（予定）

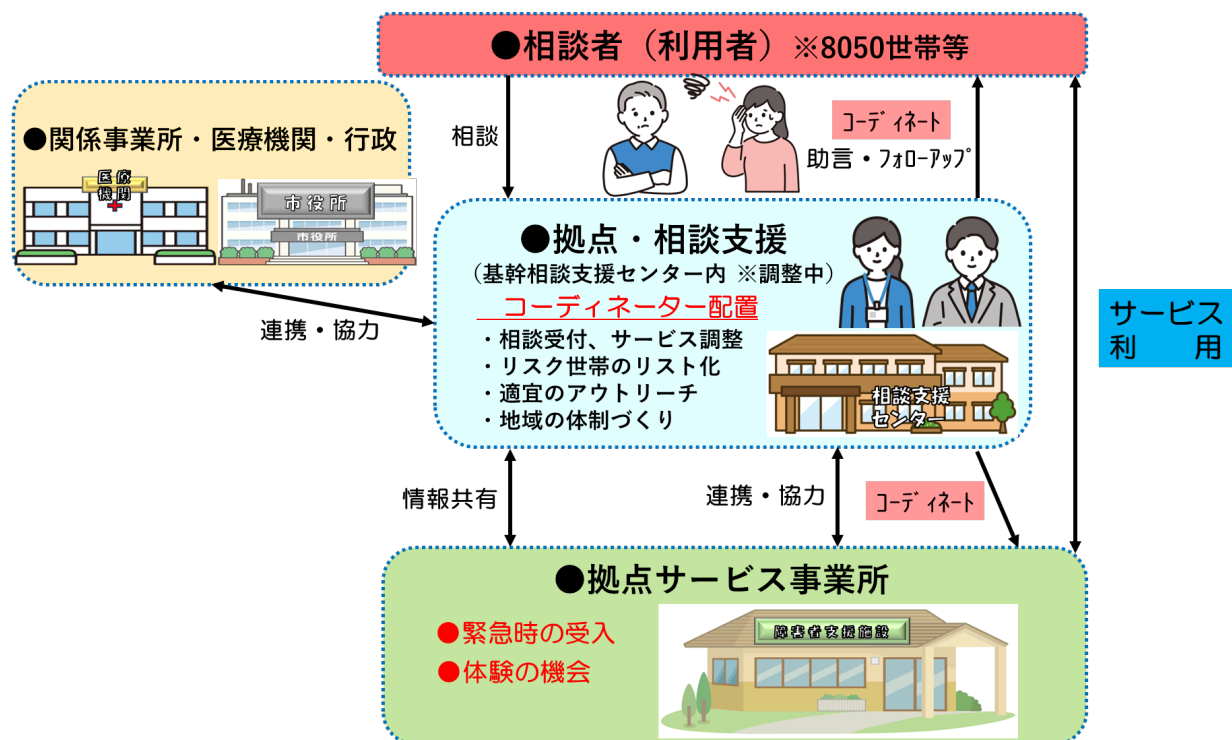
（3）実施体制

市が市内の拠点登録事業所と委託契約を締結し、各拠点サービスを提供する。

なお、障害児については、今般の機能充実を図った拠点の利用対象者としない。

※本市の拠点体制においては、障害児の利用ニーズとマッチせず、他サービスでの対応が可能であるため。

●地域生活支援拠点イメージ図

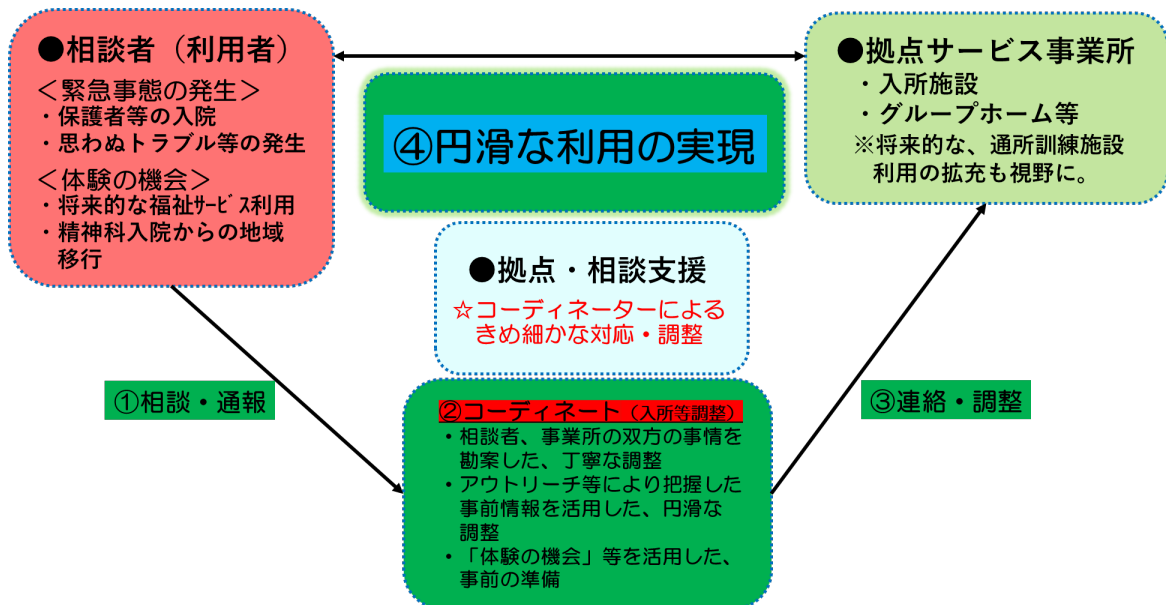


(4) 各機能充実

①相談機能

項目	実施内容等
実施方式	・市業務委託（基幹相談支援センターへの委託を調整中）
相談体制等	・基幹相談支援センターに、拠点相談窓口を設置（調整中） ・コーディネーター1名（他業務との兼務可）を配置 ・開設時間：月～金曜（祝日除く） 9：00～17：00 ※上記時間外においては、専用携帯電話により休日・夜間の受付に対応する。
業務内容	＜相談受付＞ 計画相談及び一般相談との明確な線引きを行うことなく、障害者の生活全般について相談受付。 ＜相談対応＞ ・相談内容に応じた、適切な助言、フォローアップ等 ・支援者の関わり充分でないリスク世帯及び潜在的リスク世帯のリスト化。 ・拠点サービス及び障害福祉サービス等の利用に向けた、コーディネート（利用調整等） ＜アウトリーチ＞ ・相談対応等によりリスト化された世帯に対する、定期的なフォローアップ。（頻度は調整中）

●拠点サービス利用イメージ図



②緊急時受入機能

項目	実施内容等
実施方式	・市業務委託（施設入所支援事業所、共同生活援助事業所への委託により実施）
利用対象者	・保護者等の事故、急病等の緊急事態により、介護者が不在となった、「短期入所」サービスの支給決定を受けていない障害者。
サービス内容	・施設入所及び短期入所サービスに準じる。 ・利用期間は、最長で1週間程度とする。 ・日帰り利用も対象とする。 ・将来的な短期入所、施設入所等の利用に向けた、利用者の障害特性等の把握を行う。
費用負担	＜市委託料＞ ・市と拠点登録事業所の委託契約に基づき、（単価）6,500円／日（調整中）を、市が負担する。 →国報酬の短期入所サービスの単価より算出。 ・日帰り利用も、同額の単価による。 →利用形態は様々であることが想定されるため、混乱を避けるため、同額単価とする。 ＜利用者負担＞ ・利用者への負担の求め及びその負担額については、現在、調整中。 ・実費である食事代については、事業所が定める食事相当額を、利用者が事業所に支払う。 （例）500円／1食

③体験の機会機能

項目	実施内容
実施方式	・市業務委託（施設入所支援事業所、共同生活援助事業所等への委託により実施）
利用対象者	・将来に障害福祉サービス又は拠点サービスの利用が想定され、そのための体験が必要であると拠点コーディネーター等が判断した者。 ・施設入所又は精神科病院入院中であって、地域移行を目的とした体験が必要であると拠点コーディネーター等が判断した者。
サービス内容	・施設入所及び共同生活援助サービスに準じる。 ・利用期間は、最長で1週間程度とする。 ・将来的な短期入所、共同生活援助等の利用に向けた、利用者の障害特性等の把握を行う。 ・就労系サービス等の体験利用については、別途協議中。

費用負担	<市委託料> ・市と拠点登録事業所の委託契約に基づき、 (単価) <u>6,500円／日(調整中)</u> を、市が負担する。 <利用者負担> ・利用者への負担の求め及びその負担額については、現在、調整中。 ・<u>実費である食事代</u>については、事業所が定める食事相当額を、<u>利用者が事業所に支払う</u>。 (例) <u>500円／1食</u>
------	---

●「利用者負担」について

緊急時受入機能及び体験の機会機能について、利用者負担を「障害福祉サービスと同様に求めることとするか」については、他自治体の事例や自立支援協議会の意見等を参考にしながら、事務局（市）と調整していくこととしている。

4 今後の対応

令和8年度中の「機能充実を図った拠点の稼働」を目途としていることから、今後も関係各所と協議・調整し、本協議会に報告させていただきながら、以下の事項について着実に進めていく。

- ①利用から申請、受入の手順についての、より詳細な事務手順の整理。
- ②市要綱策定、市委託契約等、事務手続きの整理
- ③各機能を担う事業所に対する説明会等による周知
- ④充実させた機能について、市民（障害者）、関係者に向けた周知の実施

以上

1. 第1回就労部会での報告・協議

(1) 開催日時

令和7年5月14日（水） 10:00～11:30

(2) 協議・報告事項

【報告】

- ①障害者就労施設等からの物品等の調達実績について
昨年度から引き続き増加している。今年度も発注を呼びかけたい。
- ②周南市障害者職場実習給付金の実績について
令和6年度は13名が利用し、10名が就職した。
- ③就労移行支援事業所の実績について
令和6年度は就労移行支援事業所を利用し、1名が就職した。
- ④周南圏域の就労系の障害福祉サービス事業所について
- ⑤総合支援学校高等部の進路状況について

【協議】

令和7年度の事業計画について協議し、以下のとおりとした。

①障害者就労・生活支援センター（以下「ナカポツ」）の役割の勉強会実施

障害者の働き方に関わる支援機関の制度や役割をお互いが認識し、活用方法を再認識するために、まずは、ナカポツの役割や支援における課題などを支援機関が知る機会を持つため、勉強会を開催する。

②就労選択支援のプロジェクト化

令和7年10月からの就労選択支援の実施について、周南地域における就労選択支援サービスの円滑な実施にむけ、関係機関の連携体制の構築を行うため、就労部会の中でのプロジェクトとして、研修会や検討会を開催する。（7月9日に研修会を実施）

◎次回開催時期

令和7年8月頃

1. 第 1 回教育部会での協議

(1) 開催日時

令和 7 年 5 月 8 日（水） 10:00～11:30

(2) 全体での協議事項

教育部会の名称変更について

教育部会という名称が「教育」に限定するイメージがあることから、新しい名称を検討。新たに「こども部会」に変更することについて、自立支援協議会に諮ることとする。

(3) グループでの協議事項

① 学校と福祉の連携について

保護者が障害受容できていない、学校への過度な期待があるなど、学校での支援が困難なケースについて、福祉が間に入ることによって学校、保護者、福祉が課題を共有し、同じ目標に向かって支援していくために連携を図りたい。

学校に障害福祉サービスについて周知するため、7 月の小中学校校長会で説明、8 月 22 日に特別支援教育校内コーディネーター研修会で講話をすることとなった。

② 地域の障害児通所事業所の現状把握・質の向上

令和 6 年度に、市内児童発達支援事業所での困りごとを把握するために、事業所アンケートを実施し、今年度、6 月 23 日に児童発達支援事業所「情報交換会」を開催。事業所間の顔の見える関係性をつくるとともに児童発達支援センターの役割を周知。

◎次回開催予定

令和 7 年 11 月頃

周南市地域自立支援協議会の部会に関する要領の一部改正について（案）

1 改正の趣旨

周南市地域自立支援協議会の部会である「教育部会」について、名称が「教育」に限定するイメージがあることから、これを「こども部会」に改称する。

2 改正案

周南市地域自立支援協議会の部会に関する要領の一部を改正する要領を次のように定める。

周南市地域自立支援協議会の部会に関する要領の一部を改正する要領
周南市地域自立支援協議会の部会に関する要領の一部を次のように改正する。
第2条第1項第3号を次のように改める。

③ こども部会

3 要領の施行

この要領は、令和7年8月●日から施行する。

周南市地域自立支援協議会の部会に関する要領の一部改正新旧対照表（案）

改正後	改正前
2. 設置するプロジェクトチーム (1) 次に掲げるプロジェクトチームを設ける。 ① 相談支援会議 ② 就労部会 <u>③ こども部会</u> ④ 地域生活支援拠点機能充実プロジェクト	2. 設置するプロジェクトチーム (1) 次に掲げるプロジェクトチームを設ける。 ① 相談支援会議 ② 就労部会 <u>③ 教育部会</u> ④ 地域生活支援拠点機能充実プロジェクト

周南市地域自立支援協議会の部会に関する要領（案）

この要領は、周南市地域自立支援協議会要綱（平成19年5月16日制定）の第7条に規定する部会（以下「地域課題の検討にかかるプロジェクトチーム」という。）について、必要なことを定める。

1. 地域課題の検討にかかるプロジェクトチーム（以下「プロジェクトチーム」という。）の機能・目的

- (1) 地域の抱えた課題について、課題ごとに地域の中核的な関係者が集まり、論議を深める。
- (2) 課題解決のための調査研究等に取り組み、施策提案等の具体的な結果を出すことを目指す。

2. 設置するプロジェクトチーム

- (1) 次に掲げるプロジェクトチームを設ける。
 - ① 相談支援会議
 - ② 就労部会
 - ③ こども部会
 - ④ 地域生活支援拠点機能充実プロジェクト

3. 委員の数

- (1) プロジェクトチームは、おおむね各部会10人の委員をもって組織する。

4. 委員の構成

- (1) 委員は、プロジェクトチームが推薦した者、関係する団体等が推薦した者、又は公募によって選考された者から地域自立支援協議会会長が選任する。
- (2) 公募による委員は2割程度とする。ただし、相談支援会議の委員は、相談支援事業所及び障害者就業・生活支援センター等から推薦された者で構成することとし、公募しない。
- (3) 応募がなかったときは、プロジェクトチームが推薦した者、又は団体等から推薦された者によって構成する。
- (4) 委員の推薦を依頼する団体等についての協議は、当該プロジェクトチームにおいて行う。
- (5) 目的達成のため、プロジェクトチームは検討課題に応じ、適宜、委員の推薦をすることができる。

5. 委員の任期

- (1) プロジェクトチームが推薦した者、及び団体等が推薦した委員の任期は1年間とする。ただし再任を妨げない。
- (2) 公募の委員の任期は2年間とする。ただし再応募、再任を妨げない。

6. 公募委員の選考

- (1) 公募委員の選考は、履歴書、作文等の書類によって行う。
- (2) 選考は選考委員会を設けて行う。選考委員には、地域自立支援協議会会長、プロジェクトチームの各部会長、周南市障害者福祉担当課長等を充てる。

7. 委員の責務

- (1) 委員は、プロジェクトチームに出席するよう努めるものとする。
- (2) 委員は、プロジェクトチームの運営に協力するよう努めるものとする。
- (3) 委員は、プロジェクトチームの機能・目的を損なうことのないよう、委員として知り得た事項の取扱いに留意するものとする。
- (4) 4の(1)により団体等から推薦されて委員となった者が委員を退任する時は、後任の委員の就任に努めるものとする。

8. 運営会議での協議

- (1) プロジェクトチームの運営に関しては、この要領に定めることのほか、プロジェクトチームの部会長と相談支援会議委員で構成する運営会議において協議する。

9. この要領の施行

- (1) この要領は、平成23年3月1日から施行する。
- (2) この要領は、平成31年4月1日から施行する。
- (3) この要領は、令和6年10月24日から施行し、令和6年4月1日から適用する。
- (4) この要領は、令和7年8月●日から施行する。

周南市障害者差別解消支援地域協議会について

◎ 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法） 抜粋

（障害者差別解消支援地域協議会）

第十七条 国及び地方公共団体の機関であつて、医療、介護、教育その他の障害者の自立と社会参加に関連する分野の事務に従事するもの（以下この項及び次条第二項において「関係機関」という。）は、当該地方公共団体の区域において関係機関が行う障害を理由とする差別に関する相談及び当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取組を効果的かつ円滑に行うため、関係機関により構成される障害者差別解消支援地域協議会（以下「協議会」という。）を組織することができる。

２ 前項の規定により協議会を組織する国及び地方公共団体の機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。

一 特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項に規定する特定非営利活動法人その他の団体

二 学識経験者

三 その他当該国及び地方公共団体の機関が必要と認める者

（協議会の事務等）

第十八条 協議会は、前条第一項の目的を達するため、必要な情報を交換するとともに、障害者からの相談及び当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取組に関する協議を行うものとする。

２ 関係機関及び前条第二項の構成員（次項において「構成機関等」という。）は、前項の協議の結果に基づき、当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取組を行うものとする。

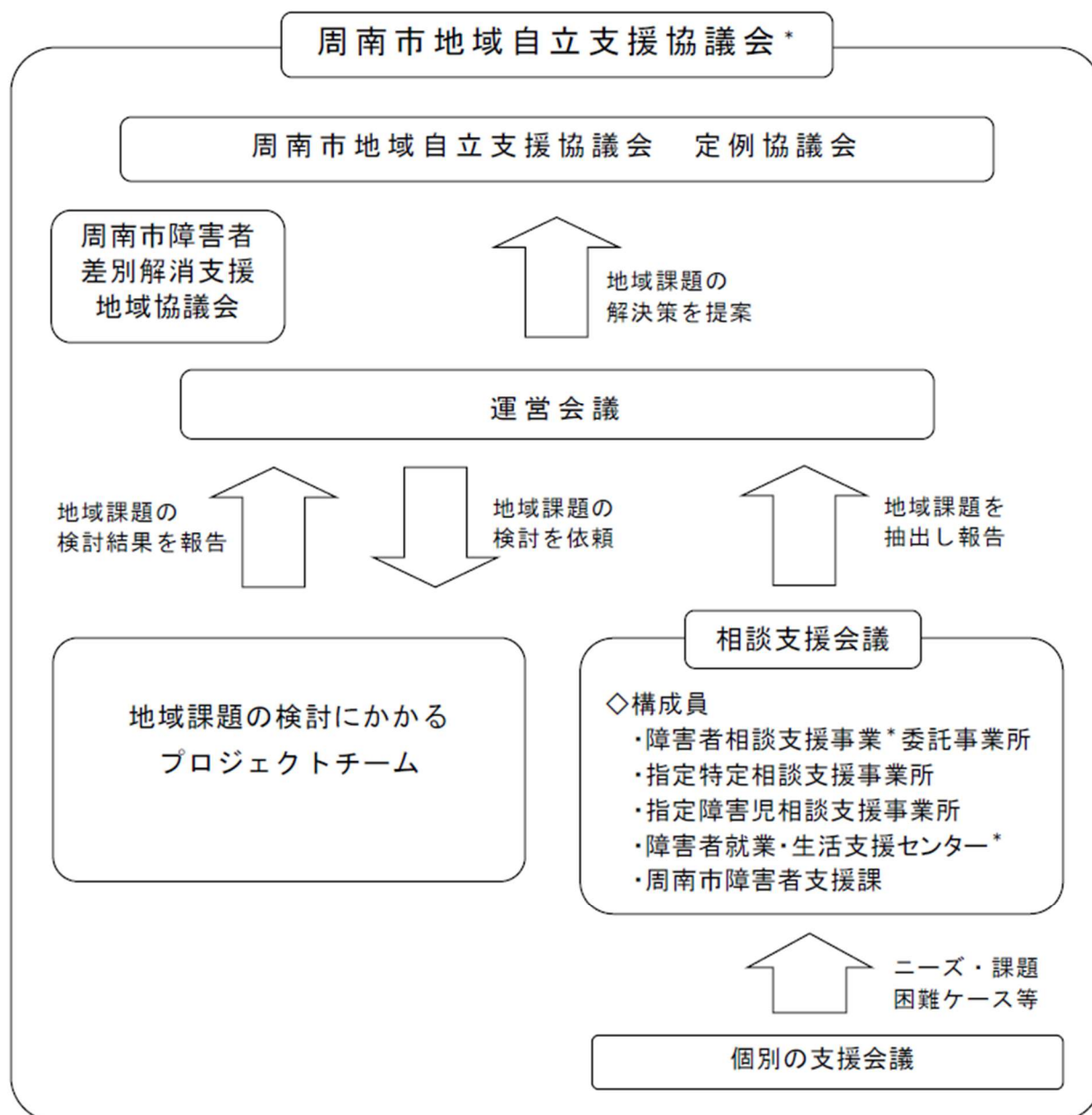
３ 協議会は、第一項に規定する情報の交換及び協議を行うため必要があると認めるとき、又は構成機関等が行う相談及び当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取組に関し他の構成機関等から要請があつた場合において必要があると認めるときは、構成機関等に対し、相談を行った障害者及び差別に係る事案に関する情報の提供、意見の表明その他の必要な協力を求めることができる。

４ 協議会の庶務は、協議会を構成する地方公共団体において処理する。

５ 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

◎ 周南市障害者差別解消支援地域協議会の位置づけ

《 周南市地域自立支援協議会*の組織図 》



令和７年度 障害者の福祉を考える集いについて

目 的	◎周南市障害者計画の基本目標である「障害のある人もない人も、お互いのことを大切にし、助け合い支え合う、人にやさしい、人がやさしいまちづくり」の普及、啓発 ◎障害のある人となない人との相互理解の機会を創出することにより、地域共生社会の実現を目指す
日 時	令和７年１２月７日（日）午後（時間は未定）
場 所	新南陽ふれあいセンター（周南市福川南町２－１）
主 催	周南市、周南市地域自立支援協議会
後 援	周南市社会福祉協議会（※申請予定）
実施内容（予定）	催事（内容は調整中）・授産品販売・作品展示ほか

改正

平成20年 6 月 1 日

平成20年 8 月 6 日

平成25年 3 月29日

平成29年 4 月 1 日要綱第50号の 4

周南市地域自立支援協議会要綱

(設置)

第 1 条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第77条第 1 項第 3 号に規定する事業（次条第 1 号において「相談支援事業」という。）をはじめとする地域の障害福祉に関するシステムづくりに関し、中核的な役割を果たす定期的な協議と障害福祉の計画の策定及び進行管理について広く市民の意見を反映するため、周南市地域自立支援協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第 2 条 協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 市が相談支援事業を委託した場合における受託事業者の中立性・公平性を確保するための運営評価等に関する事項
- (2) 困難事例への対応のあり方に関する事項
- (3) 地域の関係機関によるネットワーク構築等に向けた協議に関する事項
- (4) 地域の社会資源の開発及び改善に関する事項
- (5) 障害福祉の計画に関する事項
- (6) 障害を理由とする差別の解消に向けた協議に関する事項
- (7) その他必要と認められる事項

(組織)

第 3 条 協議会は、おおむね委員15人をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる関係団体等から推薦された者で構成する。

- (1) 障害者団体
- (2) ボランティア団体
- (3) 保健・医療・福祉団体

- (4) 行政機関
- (5) 学識経験者
- (6) 公募委員

(任期)

第4条 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(運営)

第6条 協議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 協議会は、必要に応じて関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(部会)

第7条 専門の事項を審議するため、協議会に部会を置くことができる。

(事務局)

第8条 協議会の庶務は、福祉事務所障害者福祉担当課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成19年5月16日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

(任期の特例)

2 第4条の規定にかかわらず、最初に委員となる者の任期は、平成20年3月31日までとする。

附 則 (平成20年6月1日)

(施行期日)

1 この要綱は、平成20年6月1日から施行する。

(周南市障害者福祉計画策定協議会要綱等の廃止)

2 周南市障害者福祉計画策定協議会要綱（平成16年9月1日制定）、周南市障害者福祉計画策定庁内委員会要綱（平成16年9月1日制定）及び周南市障害福祉計画策定委員会設置要綱（平成18

年4月1日制定)は、廃止する。

附 則 (平成20年8月6日)

この要綱は、平成20年8月10日から施行する。

附 則 (平成25年3月29日)

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年4月1日要綱第50号の4)

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。